

## 亀山市公告第48号

亀山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀山市条例第185号）第2条の規定により、亀山市文化会館及び亀山市中央コミュニティセンターに係る指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成30年7月10日

亀山市長 櫻井 義之

### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

名称 亀山市文化会館及び亀山市中央コミュニティセンター

位置 亀山市東御幸町63番地

敷地面積 12,860.38㎡

#### 建物の概要

延床面積 4,234.56㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造3階建

### 2 施設の管理の基準

指定管理者は、亀山市文化会館及び亀山市中央コミュニティセンター指定管理業務仕様書に基づき適正に管理すること。

### 3 施設の管理の業務の範囲

(1) 施設の利用の許可に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 亀山市文化会館条例（平成17年亀山市条例第113号）第3条に掲げる事業の実施に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

### 4 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

### 5 亀山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年亀山市規則第151号）の規定による指定管理者の指定の申請期間

平成30年7月10日(火)から同年8月31日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。))を除く。)の午前9時から午後5時まで

6 公募要領及び仕様書の配布期間等

(1) 配布期間

平成30年7月10日(火)から同年8月10日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

三重県亀山市関町木崎919番地1

亀山市生活文化部文化スポーツ課文化共生グループ

(3) 配布方法

直接配布又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。